

令和8年度渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

	交付目的	商店街の集客力の強化並びに安全性及び景観の確保を目的として、商店街街路灯の設置及び維持管理をする商業団体等に対し、商店街街路灯の設置及び改修に係る費用の一部を補助します。
内 容	補助対象事業	共同で商店街街路灯を新設及び改修する事業のうち、補助金を申請した年度内に当該事業が完了するものとします。ただし、次の各号に掲げるものは、補助対象事業から除くものとします。 (1) 国、県、市等のその他団体が実施する他の助成制度の対象となった事業 (2) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反する事業
	補助対象者	次に掲げる要件を全て満たす商業団体等とします。 (1) 10人以上の会員で組織されていること。 (2) 原則として、共同で10基以上の商店街街路灯を設置し、及び維持管理していること。
	補助対象経費	別表（補助対象経費）のとおりです。
	補助金額	補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とします。 (1) 新設 補助対象経費の2分の1の額。ただし、商店街街路灯1基につき50,000円を上限とします。 (2) 改修 補助対象経費の2分の1の額。ただし、商店街街路灯1基につき20,000円を上限とします。 上記の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	本補助事業の補助限度額は、予算に定める額とします。
交 付 手 続	交付条件	(1) 補助金を目的外に使用したときは、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがあります。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。

<p>等 交付申請の方法、 時期等</p>	<p>1 補助対象事業に着手する5日前までに商工課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>2 渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象者の定款又は規約</li> <li>(2) 補助対象者の会員名簿</li> <li>(3) 事業計画書（様式第2号）</li> <li>(4) 収支予算書</li> <li>(5) 工事等の見積書（内訳の分かるもの）</li> <li>(6) 街路灯設置場所図</li> <li>(7) 工事箇所の写真（施行前の状況を撮影したもの）</li> <li>(8) その他市長が必要と認めた書類</li> </ul> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市街路灯設置事業補助金（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。</p>
<p>着手届出の方法</p>	<p>補助対象事業に着手したときは、速やかに渋川市商店街街路灯維持管理費着手届（様式第4号）を提出してください。</p>
<p>変更・廃止承認申請の方法、時期等</p>	<p>申請内容若しくは交付決定の内容に変更又は申請を廃止しようとするときは、速やかに渋川市商店街街路灯維持管理費補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第5号）に、変更する場合は変更する内容を証する書類を添えて提出してください。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではありません。</p>
<p>変更・廃止の承認</p>	<p>変更・廃止承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市商店街街路灯維持管理費補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知します。</p>
<p>概算払申請の方法、 支払時期等</p>	<p>概算払の交付を受けようとするときは、渋川市商店街街路灯維持管理費補助金概算払申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>

	<p>(2) 渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付請求書（様式第8号）</p> <p>(3) 概算払に係る補助対象事業における業者等からの請求書（内訳が分かるもの）の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>適正と認めた場合は、提出された申請書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
実績報告の方法、 時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市商店街街路灯維持管理費補助金事業完了実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付請求書（様式第8号）</p> <p>(3) 補助対象事業に係る支払証拠書類（領収書、振込受付書、ネットバンキング振込データ等）及び業者等からの請求書等（内訳が分かるもの）の写し</p> <p>(4) 施工中及び施工後の状況写真</p> <p>(5) 収支決算書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市商店街街路灯維持管理費補助金確定通知書（様式第10号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払 時期等	<p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付請求書（様式第8号）に、渋川市商店街街路灯維持管理費補助金確定通知書の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し 又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 補助対象事業が、申請年度内に完了しないとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなけ</p>

	<p>ればなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>事業計画書（様式第2号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金着手届（様式第4号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第5号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金概算払申請書（様式第7号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付請求書（様式第8号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金事業完了実績報告書（様式第9号）</p> <p>渋川市商店街街路灯維持管理費補助金確定通知書（様式第10号）</p>
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所商工観光部商工課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2596（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線4892）</p> <p>メールアドレス syoukou@city.shibukawa.gunma.jp</p>

別表（補助対象経費）

補助対象事業	補助対象経費
商店街街路灯の新設	商店街街路灯の新設に要する経費
商店街街路灯の改修	商店街街路灯の電球の交換に要する経費（LEDのみ）
	商店街街路灯の電球のかさの交換に要する経費
	商店街街路灯のセンサーの交換に要する経費
	商店街街路灯の支柱の補修・更新に要する経費
	商店街街路灯の水銀灯のLED化に要する経費

備考

次に掲げるものは、補助対象経費から除く。

- (1) 土地の購入に係る経費
- (2) 土地の取得に伴う補償に係る経費
- (3) 各種許認可の申請に係る経費
- (4) 土地の賃借に係る経費